

量水器等設置推進事業補助金交付要綱

公益財団法人 くまもと地下水財団

公益財団法人くまもと地下水財団 量水器等設置推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人くまもと地下水財団（以下「財団」という。）の定款第4条第1項第6号に掲げる地下水の適正使用と管理を支援するため、熊本地域内の井戸に量水器又は自噴井に止水バルブを設置する者に対して補助金を交付することにより、量水器又は止水バルブ（以下「量水器等」という。）の設置を推進し、地下水採取量及び使用量の適正化を図ることを目的に、その実施について必要な事項を定める。

(補助対象等)

第2条 この補助金は、財団定款第3条第2項に定める熊本地域内の井戸に新たに量水器等を設置又は老朽化に伴う量水器の取替えを行う住民及び事業者その他民間団体等に対し、予算の範囲内において交付する。

- 2 前項のほか、この補助金の交付には、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度内において、第5条の交付決定を受けた量水器等を新たに設置又は取替えを完了することを要する。
- 3 以前にこの要綱に基づく補助金交付を受けた者で、前回の補助金交付決定通知の日から10年を経過した者とする。ただし、10年以内に補助金交付を受けた者であっても、設置場所が異なる場合は除くものとする。

(補助金額)

第3条 新たに設置又は取替える量水器に係る補助金の1基あたりの上限額は、次の表のとおりとする。ただし、1基あたりの補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。なお、この補助金のほかに量水器の設置に係る特定財源がある場合は、補助金額から当該特定財源を控除する。

| 量水器口径 (mm) | 新たに設置する場合 | 取替える場合 |
|---------------------|-----------|---------|
| 口径が30mm以下のもの | 35,000円 | 8,000円 |
| 口径が30mmを超え40mm以下のもの | 40,000円 | 10,000円 |
| 口径が40mmを超え50mm以下のもの | 125,000円 | 31,000円 |
| 口径が50mmを超え75mm以下のもの | 150,000円 | 37,000円 |
| 口径が75mmを超えるもの | 200,000円 | 50,000円 |

- 2 新たに設置する止水バルブに係る補助金は、1基あたり5万円を上限とする。

(補助金申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、量水器等の設置又は取替えに際し、事前に量水器等設置補助金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（設置場所までの案内図）
- (2) 設置場所の見取図（敷地図等に設置場所を表示したもの）
- (3) 工事代金見積書の写し

(4) その他理事長が必要と認める事項

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、申請内容を確認のうえ適当と認める場合は補助金の交付を決定し、量水器等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(完了届)

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該設置又は取替え工事が完了した場合は、速やかに量水器等設置完了届（様式第3号）により、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 工事行程写真（設置前、設置途中、設置後）
- (2) 工事代金請求書の写し
- (3) その他理事長が必要と認める事項

2 前項の量水器等設置完了届の提出期限は、事業完了後14日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第7条 理事長は、前条の届を受理したときは、現地確認を行い、設置又は取替え完了を確認した後に申請者に対し補助金を交付するものとする。

(その他の申請手続)

第8条 この補助金の交付に必要な申請手続については、この要綱で特に定めるものを除き、公益財団法人くまもと地下水財団補助金交付要綱（以下「標準補助要綱」という。）に基づき申請事務を行うものとする。

2 前条にかかわらず、申請事務に必要な申請書その他の書類の追加、又は様式の変更等が必要な場合は、常務理事が別に定めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。